

代表者 松下包次郎

東京市神田區表神保町貳番地

中西屋書店

代表者代理

早矢仕四郎

書翰 (一)

松下鐵三郎宛 早矢仕有的書翰 明治十六年(?) 八月二十

四日

〔注〕
覺書

この覺書は大正九年十月一日丸善株式会社と横浜丸屋書店及中西屋書店との間に交された合併契約書。中西屋は早矢仕有的の個人経営による書店で、創設当初は丸善から書籍を供給していたが、その後は専ら卸値の安い横浜丸屋書店から仕入れ、丸善との関係は疎遠になり、一方横浜丸屋書店とは不可分の関係となっていた。このため横浜丸屋書店と丸善株式会社との合併の際中西屋も含めて売買の契約がなされた。それ故買取代償としての株券及び現金は横浜丸屋書店の代表者松下包次郎に支払われ、中西屋の所有財産に対しては松下包次郎より改めて中西屋へ支払われた。

拜啓過般前田又平歸朝以來御申越品等買求今回同人出發致候

右買物も貴兄より御申越よりハ品も増數も増候品も有之候へとも

御存之通前田ハ甚乘氣ニて精々爲差控候注意ハ致居候も自然仕入

品相増候事に御座候

兼御細書被下候通り其地貿易事務官等より忠告も請候事情并ニ寺

見氏等より來狀之内ニも暗ニ同人ニてハ總括無覺束哉の模様も相

見且當商會元締中之見込も有之候ニ付別紙命令書之通擔任之部分

ヲ定限致候間何卒此際十分ニ支店之取締向相立他の信用をも得候

様致度貴兄ニも歸朝之期も近寄候間支店擔任者取極度目下人物ヲ

尋年中ニ御座候跡擔任者出來候迄ハ假令歸國ニ相成候共充分御引

受被下御加念被下候様奉願候

ニコライフスキ鮭魚買入之際ハ前田氏之見込ニてハ網も入れ度程

の見込ニ候へとも是ハ斷然見合候事ニ申遣し候へとも同人の事故

口約之事杯當テニ成ら須候間是亦御含御注意可被下候

右ハ若網ニテモ入レ候様之咄シラスレバ先方ニテハ却テ嫌忌ヲ懐
キ候ハ至然ノ勢何方ノ人情も同事ナレバ日本人ノ外國ニ對スル想
像ニテ明カナル譯ニ候間極々禁句當存候也

但シ網ヲ持參爲致候ハ右ヲ賣渡シ先方ノ漁臘ノ高ヲ増シ買入レ之
敷ヲ増ス見込ナリ

唐物店ハ諸事無支商賣も先ツ宜敷方也併し賣高ハ増し不申昨年同
様なり毎月喰込ハ無之幸次郎も骨折動直ニ勉強致居候

前申上候支店擔任之書付差出候ハ此際擔任者相改候趣意ニテ貴兄
へ長ク相願候譯ニハ無之何連代リ人差出候間歸國迄之所ハ充分御

引請被下且後來之爲ニ規約等相立候様具々も奉願上候其支店代リ
人差出候ハ日限等ハ人物取極候上後便ニ可申上候

原田之處置之事前ニも願置候通り此際何とか都合能御處分可被下
候様奉願上候右詳細之事ハ逆も筆紙ノ盡須所ニ無之候書餘期後鴻

八月廿四日

草々頓首

早矢仕有的

松下鐵三郎様

〔注〕書翰(一)

封筒裏書 魯領浦鹽港貿易商會支店 松下鐵三郎様 私報迄親
展

封筒裏書 貿易商會ニテ 早矢仕有的

松下鐵三郎は明治十四年〜十七年貿易商會ウラジオストック動
務。前田又平、寺見(機二)は貿易商會の事務官、幸次郎は唐物
店支配人金澤幸次郎。

書翰(二)

早矢仕有的宛 福澤諭吉書翰 明治十年四月二日

口上

此間より風邪にて引籠戯に三河屋の引札と思ひ別紙認申候御覽
被下可然御思召候事尙御正副之上御取計奉願候以上

四月二日

福澤

早矢仕様

追而先日三河屋拙宅へ參り何か厚く御配慮ニ預り心之底より難
有此上は何も包み隠すことなく一切萬事御依頼申上るとして萬々謝
辭申述居候以上

自力社之書付は兩三日前仕立局之人え托し置候御落手被下候事
と存奉候

〔注〕書翰(二)

本書翰は岩波書店発行「福澤諭吉全集」第十七卷書翰集一六二

に所載されているが、ここでは早矢仕四郎所蔵「福澤先生ヨリ有
の書状」貼込（一巻、中三七種本文長七一八種）の字によつた。三
河屋とは神田三河町にあった西洋料理店。自力社は明治十年設立
の自力社会のこと（「自力社会之記」参照）。仕立局は丸善仕立局。

書翰 (三)

早矢仕有的宛 福澤諭吉書翰 年未詳三月十四日

其後ハ久々御無音仕候益々御清適奉拜賀候陳者兼而御心配被成
下候贊業會社之一條金九千圓御渡し申上豚兒名義之銀行券は歸來
致候得共右九千圓に對する證書もなく且本年一月一日より月割に
而返却と申御話なりしか共何の御沙汰も無之九千圓と申て其工夫
に不易金員私も實際人之金を流用して斯か等閑相成候而は平生
之舉動にも不似合とて物論も亦恐るべし此始末之專任は頭取の名
前に而松本君其人と存候せめて事の落着まで慥に御引受被下度旨
文通致候得共返事さへ不致誠に失望當惑之次第に御座候右は何か
事情のある事ならん私方は眞實に皆様方の所實を信し而毫も疑を
容れず御差圖次第にて唯々諾々致し來り候末た要用を文通して返
詞も不致大金之始末ハ恰も其行衛を知らざるものゝ如し迷惑と申
すも無叶上次第唯々御用繁くは可被爲入候得共何卒談之纏り候様

御取計奉願候右要用而已申上度早々如此御座候頓首

三月十四日

諭吉

早矢仕様

梧下

〔注〕書翰(三)

本書翰の差出年の記載はないが、岩波書店発行「福澤諭吉全集」
第二十一巻「證書類を納めた封筒の表書」(その三) 一八五頁に
よれば、明治十四年六月二十日付借用證書には、福澤諭吉は早矢
仕有的を証人として二男捨次郎名義で一万円(通貨で一千円、残
金九千円は横浜正金銀行券九十枚券面九千円を抵当にして年割
の利子)を贊業会社に出資している。また同全集第十七巻「書翰
集」(五〇七) 中村道太宛、(五二二・五二三) 杉本正徳宛書翰に
贊業会社経営不振及出資金返済の件が記されていることから明治
十五、六年と思われる。贊業会社社長は杉本正徳。
豚兒は福澤捨次郎、松本は杉本(正徳)の誤り?
本書翰は早矢仕四郎所蔵「福澤先生ヨリ有的へ書状」貼込の写
による。

書翰 (四)

早矢仕有的宛 福澤諭吉書翰 年未詳一月五日

一月以來欲遇尙未拜眉を不得本年は新報之爲年始にも不係日々

繁忙舊年に工夫ならず御憐察奉願拜過日は結構之御品御惠投被下
誠に痛入候次第家内よりも宜布御禮申上様申聞候 兼而御心配も
被下候第六明治會堂之負債一條漸く本日片付明日は私有公債證書

返却之約束相整候拜願御話可申候得共不取敢右之始末申上置候
右に付ては贊業會社之一條は過日御話之通りにいたし度既に松本

氏よりは三千三百圓也證書を送致相成尙其上之處可然御相談御取
斗相願度月賦之割益も唯私家之月費に適し候様いたし度大抵壹ヶ
月四百圓強にて間に合ひ可申以前は左様にも無之處物價の變動と
子供之成長とにて月費も次第に増加して右之次第御三名にて御申
合せ宣布奉願候尙長き月日には様々之御相談も出來可申候得共一
應は慥に取極置き兼而御話之如く金之事丈は可相成丈他人行儀
に致度奉存候

右要用申上度此外に段々申上度も御座候得共紙中詳を記すべか
らず 早々閑筆頓首

一月五日

諭吉

早矢仕様

〔注〕 書翰(四)

新報は時事新報。明治會堂明治十四年一月設立。贊業会社は書
翰(三)参照。松本は杉本(正徳)の誤り? 本書翰は早矢仕四郎所
藏「福澤先生ヨリ有的へ書狀」貼込の写。
本書翰には差出年の記載がないが、「福澤諭吉全集」第二十一

卷一八五頁に、明治十六年一月一日付で杉本正徳が三千三百圓を
福澤諭吉に返済の証書のこと記載されていることから、明治十六
年のものと思われる。

書翰 (五)

早矢仕有的宛 福澤諭吉書翰 年未詳十月二日

正金銀行より頻に催促申參り誠に困入候 依而本日は塾より返
書さし遣候此事はい才朝吹英二心得居候間同人え御引合被下度朝
吹之返事次第に而可否の御報可致と申遣置尙朝吹へも手紙を遣し
置候中村君えも右之次第文通致置候間御相談被下度候何は扱置早
々片付候様朝吹え御話被下度實に不面白事共に御座候右申上度早
々頓首

十月二日

諭吉

早矢仕様

〔注〕 書翰(五)

正金銀行は横浜正金銀行(明治十三年二月創業)。中村は中村
道太。本書翰は早矢仕四郎所藏「福澤先生ヨリ有的へ書狀」貼込
の写。

繁忙舊年に工夫ならず御憐察奉願拜過日は結構之御品御惠投被下
誠に痛入候次第家内よりも宜布御禮申上様申聞候 兼而御心配も
被下候第六明治會堂之負債一條漸く本日片付明日は私有公債證書

返却之約束相整候拜願御話可申候得共不取敢右之始末申上置候
右に付ては贊業會社之一條は過日御話之通りにいたし度既に松本

氏よりは三千三百圓也證書を送致相成尙其上之處可然御相談御取
斗相願度月賦之割益も唯私家之月費に適し候様いたし度大抵壹ヶ
月四百圓強にて間に合ひ可申以前は左様にも無之處物價の變動と
子供之成長にて月費も次第に増加して右之次第御三名にて御申
合せ宣布奉願候尙長き月日には様々之御相談も出來可申候得共一
應は慥に取極置き兼而御話之如く金之事丈は可相成丈他人行儀
に致度奉存候

右要用申上度此外に段々申上度も御座候得共紙中詳を記すべか
らず 早々閑筆頓首

一月五日

諭吉

早矢仕様

〔注〕 書翰(四)

新報は時事新報。明治會堂明治十四年一月設立。贊業会社は書
翰(三)参照。松本は杉本(正徳)の誤り? 本書翰は早矢仕四郎所
藏「福澤先生ヨリ有的へ書狀」貼込の写。
本書翰には差出年の記載がないが、「福澤諭吉全集」第二十一

卷一八五頁に、明治十六年一月一日付で杉本正徳が三千三百圓を
福澤諭吉に返済の証書のこと記載されていることから、明治十六
年のものと思われる。

書翰 (五)

早矢仕有的宛 福澤諭吉書翰 年未詳十月二日

正金銀行より頻に催促申參り誠に困入候 依而本日は塾より返
書さし遣候此事はい才朝吹英二心得居候間同人え御引合被下度朝
吹之返事次第に而可否の御報可致と申遣置尙朝吹へも手紙を遣し
置候中村君えも右之次第文通致置候間御相談被下度候何は扱置早
々片付候様朝吹え御話被下度實に不面白事共に御座候右申上度早
々頓首

十月二日

諭吉

早矢仕様

〔注〕 書翰(五)

正金銀行は横浜正金銀行(明治十三年二月創業)。中村は中村
道太。本書翰は早矢仕四郎所藏「福澤先生ヨリ有的へ書狀」貼込
の写。

書翰 (六)

早矢仕様
中村様

早矢仕有的・中村道太宛 福澤諭吉書翰 年未詳六月十二日

丸善様

福澤

一金千兩御返し樋ニ落手利足も五厘之割合正に生捕り申ひ此金ハ其儘封し箱之内ニ仕舞置何等之事故あるも手を付ケ不申再度之御困窮を相待居候

書翰 (七)

さし富地面之式百兩ハ兩三日中か遅くも當廿日ニは出來候間差上可申候

早矢仕有的宛 福澤諭吉書翰 明治十二年四月九日

廿日ニは外ニ又千兩出來候間これも箱之内ニ仕舞置可申故ニ私ノ箱ニ式千あり五月十三日ニ御店へかし之千兩合して御注文通り之三千なり當年恚ケ年試可申勝敗知るべ可らず

私も腫物吹出し○位の穴が明き少しも歩行出來不申あまり宅ニ居ても腹合をあしく致候間少し見合一兩日中ニは車ニ乘て御店まで罷出候積りなり
右貴答申上度早々

頓首

六月十二日

福澤

〔注〕書翰(六)

さし富は横浜太田町にあつた西洋家具店。明治六年頃これを買収して指物店を開業。

本書翰は早矢仕四郎藏「福澤先生書翰巻物」の写

其後ハ御互ニ多事御無音仕候扱此人ハ武田等ト申シ舊本塾社中近來ハ専らブツクキーピングを業トし九段邊ニ私塾を開き生徒も相應ニ集候得共場所柄も宜しからず新橋銀座日本橋邊へ處を移し度小生も其家位ハ何とか加勢いたし本塾之生徒ニ而記簿有志之者ハ之ニ就テ學び候様いたし度様之考ニ而先日より家を詮索致し候得共丁度好き明家もなく日一日延引致し居候次第何とか交銀局之御連中様と申合せ互ニ助けて市中ニ一校を開く工夫ハ有之間布哉武田ト申人ハ當時先つ府下第一流之記簿家と可申人物この人なれば必ス首尾能參り可申候尙い才ハ本人より御話も可仕私も不日參

上萬々御相談可申上候得共不取敢右之事情申述候間篤ト御勘考被
下度候

要用而已早々不備

四月九日

福澤諭吉

早矢仕様

梧下

〔注〕 書翰(七)

本書翰は岩波書店発行「福澤諭吉全集」第十七卷書翰集二六七
に所載されているが、ここでは早矢仕四郎所蔵「福澤先生書翰卷
物」の写によった。武(竹)田等は愛媛県の出身、明治六年六月
慶應義塾入塾。交銀局は交銀私局。